

五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新社会人の町内定住の促進を図り、人口減少に歯止めをかけ、若い世代とともに持続可能な地域づくりを進めるため、当該年度の予算の範囲内において、五戸町新社会人ふるさと定住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新社会人 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校専攻科を令和2年度以降に卒業し、卒業年度末日から3年を経過していない30歳未満の者で地域行事及びまちづくりイベント等に積極的に参加する意欲のある者をいう。
- (2) 定住 五戸町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に登録されていることをいう。
- (3) 県内企業等 青森県内に店舗、営業所又は事業所を有し、かつ暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有していない法人、又は国、若しくは地方公共団体をいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校専攻科をいう。
- (5) 正社員 労働基準法（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号に規定する労働契約の期間の定めがなく雇用されており、かつ短時間労働者及び有期雇用契約者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でない者又は公務員をいう。
- (6) 自営業に専ら就労 他の職に就労することなく、本人または2親等以内の親族が経営する事業に就労することをいう。
- (7) 農業に専ら就農 他の職に就労することなく、農地法第52条の2に基づき農業委員会が作成した農地台帳において、本人が経営主として登録のある農地で農業に就農すること、または経営主として登録のある者に雇用され就農することをいう。
- (8) 五戸町出身 五戸町立小学校又は中学校に在籍したことがある者、または青森県立五戸高等学校を卒業した者をいう。
- (9) 転出 住民基本台帳法に基づき、当町の区域外に住民登録を移すことをいう。

(奨励金の交付要件)

第3条 奨励金の交付要件は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 県内就職内定奨励金 五戸町出身者において、大学等の在籍中に県内企業等から正社員として内定を受け、かつ令和2年度以降とする卒業年度末日において五戸町に定住を開始した（従前より定住している者を含む。）者に交付する。ただし、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金要綱第3条に規定する県内企業内定奨励金の交付を受けている場合を除く。
- (2) ふるさと定住奨励金 新社会人が県内企業に正社員として就職（大学等の在籍中の者にあつては内定を含む。）、または勤務地を五戸町内とする自営業に専ら従事し（大学等の在籍中の者にあつては見込みを含む。）、もしくは農業に専ら就農し（大学等の在籍中の者にあつては見込みを含む。）、申請日（大学等の在籍中の者にあつては卒業年度末日）において五戸町に定住を開始した場合（従前より定住している場合を含む。）において交付する。ただし、五戸町新型コロナウイルス感染症対策新社会人ふるさと定住奨励金要綱第3条に規定するふるさと定住奨励金の交付を受けている場合を除く。
- (3) ふるさと定住継続奨励金 県内企業に正社員として就職、または勤務地を五戸町内とする自営業に専ら従事し、もしくは農業に専ら就農し、かつ前号に規定するふるさと定住奨励金の交付確定日から起算して一定期間継続して五戸町に定住した者にふるさと定住継続奨励金を交付する。

(奨励金等の額)

第4条 前条の定めにより交付する奨励金等の額は、次表のとおりとする。

奨励金の名称	奨励金額	
県内就職内定奨励金	10万円。ただし1回限りとする。	
ふるさと定住奨励金	15万円。ただし1回限りとする。	
ふるさと定住継続奨励金	(1回目)ふるさと定住奨励金の交付確定日から200日経過する日(定住継続基準日)まで継続して定住した場合	10万円
	(2回目)ふるさと定住奨励金の交付確定日から1年と200日経過する日(定住継続基準日)まで継続して定住した場合	10万円
	(3回目)ふるさと定住奨励金の交付確定日から2年と200日経過する日(定住継続基準日)まで継続して定住した場合	10万円

(奨励金の交付申請)

第5条 第3条に規定する奨励金の交付を受けようとする者は、五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次表に示す書類を添えて町長に提出するものとする。

奨励金の名称	添付書類
県内就職内定奨励金	<p>①大学等の卒業(見込)証明書</p> <p>②本人確認書類の写し</p> <p>※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のいずれか</p> <p>③振込先の通帳の見開き1ページ目又はキャッシュカードの写し</p> <p>④(様式第2号)就職(内定)証明書</p> <p>※就職先が国又は地方公共団体の場合は、国又は地方公共団体が発行した内定通知書</p> <p>○資格等取得を条件として就職内定をうけている者のみ必要な書類</p> <p>⑤資格等の取得が確認できる書類</p> <p>※申請時に取得していない場合は、取得後速やかに提出すること</p> <p>○青森県立五戸高等学校卒業者として申請する者のみ必要な書類</p> <p>⑥青森県立五戸高等学校の卒業証明書</p>
ふるさと定住奨励金	<p>①大学等の卒業(見込)証明書</p> <p>②本人確認書類の写し</p> <p>※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のいずれか</p> <p>③振込先の通帳の見開き1ページ目又はキャッシュカードの写し</p> <p>④(様式第2号)就職(内定)証明書</p> <p>※県内就職内定奨励金と併せて申請する場合は、①～④の書類は、別途提出は不要。</p> <p>○自営業就労又は農業就労している者(大学等に在籍中の者は見込みを含む)のみ必要な書類</p> <p>⑤(様式第3号)自営業就労・農業就農(予定)証明書</p>
ふるさと定住継続奨励金	<p>①本人確認書類の写し</p> <p>※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のいずれか</p> <p>②振込先の通帳の見開き1ページ目又はキャッシュカードの写し</p> <p>○県内企業に就職している者のみ必要な書類</p> <p>③(様式第2号)就職(内定)証明書</p> <p>○自営業または農業に就労している者のみ必要な書類</p> <p>④(様式第3号)自営業就労・農業就農(予定)証明書</p>

(申請期間)

第6条 第3条に規定する奨励金の交付要件を満たし（大学等に在籍中の者においては、満たすことを確約する場合を含む。）、奨励金の交付を受けようとする者は、次表に示す申請期間に行うものとする。ただし、土日祝日及び12月29日から1月3日を除く。

奨励金の名称	申請期間
県内就職内定奨励金 ふるさと定住奨励金	4月1日から3月31日まで ※大学等に在籍中の場合は、1月4日から3月31日まで
ふるさと定住継続奨励金	町が別途通知する期間

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による交付申請があった場合は、内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知し、奨励金を交付するものとする。ただし、大学等に在籍中の者においては、奨励金を概算払いにより交付するものとする。

(交付金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定をした者について、居住及び就労等の状況を確認し、奨励金の額を確定し、五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき
- (2) この要綱等に違反していることが認められたとき
- (3) 第3条に規定する県内就職内定奨励金及びふるさと定住奨励金の交付を受けた者が、大学等の卒業年の4月1日または県内企業等への採用年月日（自営業に専ら就労した日または農業に専ら就農した日）または五戸町に定住を開始した日のいずれか遅い日から200日が経過する日までに転出したとき
- (4) 第3条に規定するふるさと定住継続奨励金の交付を受けた者が、第4条に規定する定住継続基準日から1年が経過する日までに転出したとき

(奨励金の返還)

第 10 条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに奨励金を交付しているときは、期限を定めて、交付した奨励金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日 五戸町告示第 5 8 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 5 月 2 4 日 五戸町告示第 8 3 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 5 月 2 4 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第 9 条第 1 項第 3 号の規定は、この要綱の施行の日以後の交付について適用し、同日前の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 1 0 月 1 日 五戸町告示第 1 3 5 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の五戸町新社会人ふるさと定住奨励金交付要綱第 9 条第 1 項第 4 号の規定は、この要綱の施行の日以後の交付について適用し、同日前の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和 5 年 3 月 1 6 日 五戸町告示第 2 7 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 2 2 日 五戸町告示第 6 4 号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。